

校訓「強く、正しく、明るく」を意識し、北千里高校生としての自覚と責任を持って行動すること。

1 通学

- (1) 通学に際しては交通規則を必ず守ること。歩行する場合は歩道のあるところは必ず歩道を利用し、横に広がらないこと。
(特に、北千里駅から学校まで)
自転車の場合は原則車道を通行し、歩道を通行する場合は並列走行等をせず歩行者最優先で通行すること。
いずれの場合も通行する付近の住民や他の通行人に迷惑を及ぼすことのないよう心がけること。
- (2) 公共交通機関である電車、バスを利用する場合は順序よく乗降し、他の乗客に迷惑をかけたり、不快感を与えるような行動や言動は慎むこと。また、定期券の不正使用・無賃乗車等は絶対しないこと。
- (3) 自動車・自動二輪車・原動機付自転車での通学は禁止する。(違反した場合は懲戒の対象とする。)
- (4) 時間に余裕をもって登校すること。(始業時刻以後の登校は遅刻となり、指導の対象とする。)
- (5) 年度途中で、通学方法の変更を希望する場合は、所定の「通学経路変更届」を添えてすみやかに手続きをとること。
- (6) 自転車通学については別に定める。

2 校内生活

- (1) 予鈴までに登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ずその必要があるときは担任に届け出て許可をうける こと。
- (2) 授業開始時刻までに着席し、授業をうける態度で待つこと。
- (3) 下校時刻は平日 17:00 とする。ただし、水曜日は原則 16:45 とする。
部活動延長等の場合は所定の手続きを事前に行うこと。
延長活動の最終下校時間は夏期間 18:30 冬期間 18:00 とする。
- (4) 土・日・祝日は、教職員付き添いのもとで学習や部活動等を目的として登校することができる。
- (5) 個人ロッカーの整理、整頓を心がけること。また、個人ロッカーには必ず鍵をかけ、各自で管理すること。
個人ロッカーの上に物を置かないこと。
- (6) 所持品には、はっきり記名すること。学校生活に不必要な物は学校内に持ち込まないこと。
貴重品や高価な物を持参した場合は、身に付けておく等各自の責任で管理すること。
- (7) 金品を紛失(盗難を含む)、拾得したときは直ちに係の教員に届けること。
- (8) 校舎・校具等の公共物を大切に扱い、その使用に留意し、故意に破損しないこと。
- (9) 校舎・校具等を誤って破損した場合は担任を通じて事務室に届け出て指示に従うこと。また、その状況によっては弁償しなければならない。
- (10) 校舎・校具等を使用するときは予め学校の許可をうけること。
- (11) 校舎における掲示、出版物の配布、頒布、物品売買、集会等については必ず事前に関係教員の指導をうけ生徒部に届け出ること。
- (12) 服装については別に定める。(服装規定)

3 携帯電話(スマートフォン)

- (1) 授業中は、原則として使用しない。
- (2) 授業中はマナーモードにしてカバンに入れる。
辞書・時計としての使用なども原則認めない。ただし、調べ学習など使用を限った場合は、教員が指示する。
※ Chrome book も同様とする。
- (3) 考査中は電源を切ってカバンの中へ入れる。
- (4) 移動(歩行・自転車)しながらスマホ・携帯電話を使用しない。

4 校外生活

- (1) 旅客運賃割引証（学割）の発行を希望する者は、旅行届と交付願に所定の印をうけて事務室に申し込むこと。
- (2) アルバイトは「原則として禁止」する。

やむを得ぬ事情によりアルバイトを希望する場合は、アルバイトの内容を十分保護者と検討した上で、学校に届け出る。
次のような内容のものはいかなる場合も禁止する。

- ① 準夜・深夜に及ぶ業務
- ② 健康を損なう恐れのある業務
- ③ 風俗営業、スナック等の業務
- ④ その他、労働基準法等で禁止されている業務アルバイト

5 特別指導

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用をしてはいけない。
- (2) 暴力行為や他人に迷惑をかける行為を行ってはならない。
- (3) 自動車・自動二輪車・原動機付自転車によって通学してはならない。（やむを得ない場合での保護者の送迎を除く）
- (4) 考査および小テスト等の不正行為は厳禁する。

上記の事項に違反した者および学校の指導に反する者は、特別な指導を行う。

特別指導は、校長が決定し原則として保護者・生徒本人に対しその指導内容を申し渡す。

6 その他

- (1) 生徒証明書は常に携帯しておくこと。